

*NEWSLETTER.

知財速報 •

● 知的財産権案件の裁判基準をさらに統一し、法律によって各種類の市場主体の合法的権利および利益を平等に保護し、知的財産権の司法保護を強化し、科学技術革新の法的環境を最適化して、革新主導開発戦略の実施を加速するために、最高人民法院は、《最高人民法院による知的財産権法廷における若干問題についての規定》(以下、「《規定》」と称する)を公布した。その主な内容として、最高人民法院知的財産権法廷を設立して、知的財産権訴訟の二審案件を集中的に審理することである。当該《規定》は2019年1月1日から施行する。これは、2014年に専門的な知的財産権法院を設立した以来、もう一つの主要な司法改革措置である。



最高人民法院による知的財産権法廷の設立についての決定

知的財産権案件の裁判基準をさらに統一し、法律によって各種類の市場主体の合法的権利および利益を平等に保護し、知的財産権の司法保護を強化し、科学技術革新の法的環境を最適化して、革新主導開発戦略の実施を加速するために、最高人民法院は、《最高人民法院による知的財産権法廷における若干問題についての規定》(以下、「《規定》」と称する)を公布した。その主な内容として、最高人民法院知的財産権法廷を設立して、知的財産権訴訟の二審案件を集中的に審理することである。当該《規定》は2019年1月1日から施行する。これは、2014年に専門的な知的財産権法院を設立した以来、もう一つの主要な司法改革措置である。

1、中国の訴訟制度の概要

中国の法院は、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院の四級に分かれる。審判制度に関しては、中国では二審終審制を採用する、即ち、一案件は両級の法院による審判を経て終結を宣告するごとができかつ法的効力が発生する。また、一案件の判決が効力を生じた後、当事者が当該判決に依然として明らかな誤り若しくは不当があると認める場合、再審手続を通じて当該事件に対して再審理(申立の対象は有効な判決を下した法院の上級法院であることが多い)を請求することができる。しかし、再審手続を起動できるのはごく一部の案件のみであり、当事者の申立が受理されない場合が多い。

現在、知的財産権案件に対する一審は、主に、中級人民法院または知的財産権法院(北京、上海と広州にある)により管轄される。 少数の案件に対する一審は、最高人民法院から指定された基層人民法院により管轄される。 また、まだいくつかの案件は、訴訟額が大きく若しくはその他の特別の事情のため、その一審は高級人民法院により管轄される。知的財産権法廷の設立前、知的財産権案件に対する二審は、一般的に一審法院の上級法院によ り管轄された(知的財産権法院は中級人民法院に相当)。

2、《規定》のもたらす新しい変化

1、二審管轄の変化

《規定》の第2条には、知的財産権法廷により審理される案件の範囲を明確に規定している。具体的には、

- (1)発明専利、実用新案専利、植物新品種、 集積回路レイアウト設計、技術秘密、コンピューターソフトウェア、独占紛争に対して、 高級人民法院、知的財産権法院、中級人民法 院による第一審民事案件の判決や裁定に不服 して提起された上訴の案件、
- (2) 発明専利、実用新案専利、意匠専利、 植物新品種、集積回路レイアウト設計に対す る権利の付与と確認に対して、北京知的財産 権法院による第一審行政案件の判決や裁定に 不服して提起された上訴の案件、
- (3) 発明専利、実用新案専利、意匠専利、 植物新品種、集積回路レイアウト設計、技術 秘密、コンピューターソフトウェア、独占行 政処罰などに対して、高級人民法院、知的財 産権法院、中級人民法院による第一審行政案 件の判決や裁定に不服して提起された上訴の

Copyright ©2019 Lung Tin

案件、

- (4) 全国範囲における主要かつ複雑な、本 条の第1、2、3項に言及された第一審民事や 行政案件、
- (5) 本条の第 1、2、3 項に言及された第一審案件が既に法的效力が発生された判決、裁定、調停書に対して、法律により再審、抗訴、再審などを申請する審判監督手続を適応する案件、
- (6) 本条の第 1、2、3 項に言及された第一 審案件管轄権紛争、罰金、拘禁決定に対する 再討議の申請、審査期限の延長を報告し申請 するなどの案件、
- (7) 最高人民法院が、知的財産権法廷により審理すべきであると認めるその他の案件。

つまり、最高人民法院知的財産権法廷が設けられた後、知的財産権訴訟の二審は主に最高人民法院知的財産権法廷で審理を行う。

注意すべきことは、意匠専利については、 民事訴訟案件(例えば、意匠権侵害案件)の 二審は元通りに一審法院の上級法院により審 理されるが、行政訴訟事件(例えば、意匠無 効案件)の二審は知的財産権法廷により審理 される。上記の規定について、最高人民法院 の関連責任者は、これは、意匠専利の技術性 が発明専利、実用新案専利より強くない、か つ案件量、審判チーム、作業の引き続きなど の要素を考慮して出された決定である、と表 明した。

2、審理方式の変化

《規定》の第1条は、最高人民法院知的財産権法廷が北京市に設立することを指摘した。近年、専利上訴案件の受理量は年間約2,000件程度である。知的財産権法廷は、将来大きな作業圧力に直面することがが予想される。同時に、知的財産権法廷の所在地にてすべての訴訟手続を行う必要がある場合、当事者の

交通コストや時間コストが増加する可能性がある。

これに対し、《規定》はまた、訴訟手続をよ り便利にするための一連の措置を提案した。 例えば、《規定》の第4条は、「知的財産権法 廷は、当事者の同意を経て、電子訴訟プラッ トホーム、中国審判手続情報開示ネットワー ク、および、ファックス、電子メールなどの 電子方式により訴訟文書、証拠材料および裁 判文書などを送達するすることができる」と 規定され、《規定》の第5条は、「知的財産権 法廷は、電子訴訟プラットホームまたはオン ラインビデオなどを用いて証拠の交換や、開 廷前の会議を開催することができる」と規定 され、《規定》の第6条は、「知的財産権法廷 は、案件状況によって、現場または元の審判 の人民法院の所在地に案件を巡回審理するこ とができる」と規定された。

現在、中国では既に北京、広州、及び杭州にてインターネット法院を設立して、締結や履行行為がすべてインターネットで完成された、金融借金契約紛争、小額借金契約紛争などの案件を管轄する。将来的には、紛争の快速な解決を促進するために、インターネットが案件の審理過程においてより多く用いられる可能性がある。

3、知的財産権法廷に関する情報

最高人民法院の副院長である羅東川先生が 知的財産権法廷の廷長を兼任した。知的財産 権法廷によって採用された第1陣の裁判官に おいて、すべての裁判官が修士以上の学歴を 持ち、裁判官の約半数が博士であり、裁判官 の約3分の1が理工系出身であり、裁判官の 約3分の1が海外留学の経験があり、すべて の裁判官の平均年齢が42歳である。

Copyright ©2019 Lung Tin

4、まとめ

最高人民法院知的財産権法廷の設立は、中国と米国との間の貿易摩擦が激しくなった背景で下された決定であり、以下の意義を持つ:

1、知的財産権の保護がさらに強化

中国と米国との間の貿易摩擦が激しくなった背景で、外国人投資家にもっと自信を与えるために、中国政府は積極的な合図を発表して、貿易摩擦の中国の経済に与える影響を軽減しなければならない。知的財産権法廷の廷長である羅東川先生は記者からの質問に対して、最高法院が専門的な知的財産権法廷を設立して専利類の上訴案件を審理することは、知的財産権保護を強化するための最高法院の意図や要求を直接的に実行することができ、中国の知的財産権に対する保護の決心を表明している、と表示した。

2、知的財産権案件の審判基準の統一

近年では、専利権侵害の賠償額が増え続けている。北京の知的財産権法院を例として、2015年の案件の平均な判決賠償額は35万であり、2016年は76万であり、2017年は135万である。ただし、地域によって賠償額を判決する場合の法院の基準には大きな差があり、経済が発展している地域およびより多くの審理経験を持つ法院からの判決の賠償額が高いが、経済の立ち遅れた地域の法院は保守的である。知的財産権法廷が設立した後、賠償の基準は統一され、賠償額がさらに増加されることが見込まれる。

3、地方法院の地方保護主義の防止

従来の知的財産権訴訟において、一部の地

方法院は審判中、地元企業に有利にすることがある。ほとんどの案件に対する一審は中級人民法院、二審は高級人民法院(一省の行政首府または直轄市に位置する)で行うため、上記の地方保護の状況が発生した場合、不当的に判決されたものを是正するのは難しい。知的財産権法廷が設立後、地方保護主義は最大限に抑制される。

4、知的財産権案件の快速審理

予備的なデータによると、北京知的財産権 法院の審理した知的財産権案件の平均周期は 4ヶ月である。これに対し、ヨーロッパの専 利案件に対する平均審理周期は 18 ヶ月で、 米国の専利案件に対する平均審理周期は 29 ヶ月である。これから見ると、中国の現在の 訴訟効率はすでに非常に高いである。しかし ながら、中国の知的財産権はいまだに急速な 発展段階にあり、案件数が年々増加され、当 事者もまた、知的財産権が迅速に保護される ことを望んでいる。専門的な知的財産権法廷 を設立して上訴案件を集中的に審理すること により、審判のメカニズムに対する鋭意検討 を促進することができ、審判のメカニズムに 対する改革を通じて現在の審理スピードを維 持し、ひいては審理スピードをさらに速める。

要するに、最高人民法院知的財産権法廷の 設立は、中国政府の知的財産権保護に対する さらなる強化措置である。この措置の効果を 期待を寄せる



この文章は法律意見書と同等ではありません。具体的な法律意見書については、当社の専門コンサルタントや弁護士にご相談ください。当社の電子メールは <u>LTBJ@lungtin.com</u>、当該電子メールは当社のウェブサイト www.lungtin.com でも見つけます。

詳細な情報やさらなる助言については、この文章の筆者にお問い合わせください。

劉瀟:弁理士、弁護士:LTBJ@lungtin.com



劉瀟 (弁理士、弁護士)

劉蕭先生は、材料、機械領域の専利出願書類の翻訳、作成、OA処理などの業務を得意とし、専利代理の各作業に対して豊富な経験を持つ。代理業務に従事して以来、多くの大手企業へのサービスを提供しており、サービス分野は、石油掘削、製紙、日用家電などに関わる。